

シニアクラブの活動が円滑に行われるために

松戸市老人クラブ運営費等 補助金申請の手引き

令和8年度版



松戸市

目 次

《基本事項》

1. はじめに、書類作成：記入上の注意	1 頁
2. 松戸市老人クラブ運営基準	3 頁
3. 老人クラブ活動区分	5 頁
4. 運営費・研修費の使途まとめ	6 頁

《令和8年度の補助金申請関係書類》

5. 松戸市老人クラブ運営費等補助金交付申請書（記載例）	7 頁
6. 事業計画書（記載例）	8 頁
7. 収支予算書（記載例）	10 頁
8. 会員名簿（記載例）	11 頁
9. 代表者届（記載例）	13 頁
10. 会則（記載例）	14 頁
11. 松戸市老人クラブ運営費等補助金交付請求書（記載例）	17 頁
12. 口座振替依頼書（記載例）	18 頁
13. 委任状（記載例）	19 頁

《令和7年度の実績報告関係書類》

14. 松戸市老人クラブ事業実績報告書（記載例）	20 頁
15. 事業報告書（記載例）	21 頁
16. 収支決算書（記載例）	23 頁
17. 団体名・会則変更届（記載例）	24 頁
18. 代表者変更届（記載例）	25 頁
19. ～Q&A集～	26 頁

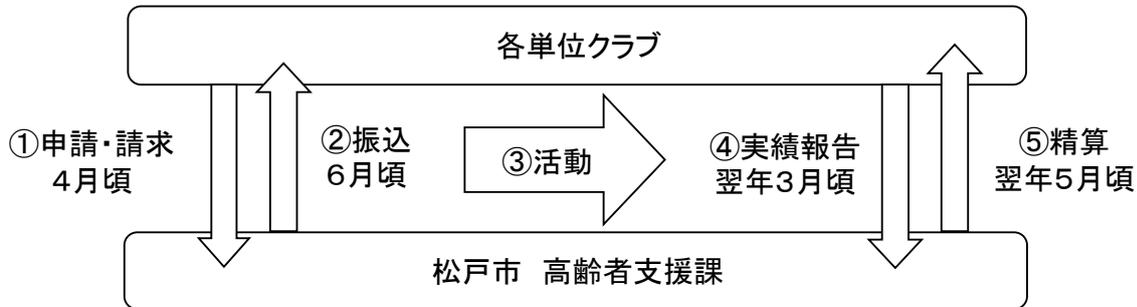
令和8年度松戸市老人クラブ運営費等補助金申請書類の変更点について

- ・5ページの「老人クラブ活動区分」の各事業の定義を整理しました。それに伴い、「事業計画書」、「収支予算書」、「事業報告書」、「収支決算書」の内容をご記入ください(事業計画書に研修費の支出元にあたる研修事業を**必ず1つ以上**入れ、収支予算書および収支決算書の研修費に計上してください)。
- ・6ページに補助金の運営費・研修費の使途の具体例をまとめました。今後、補助金の使い道の目安としてください。
- ・8ページの令和8年度事業計画書の表面下部に松戸市ホームページへの活動内容掲載の可否を記入する欄がございます(令和7年度同様、松戸市ホームページへの掲載をしても問題がなければ何も記入する必要はございません)。
- ・令和7年度中の新規加入者の入会のきっかけ、退会者の退会理由を手引き12ページの「会員名簿の書き方」を基にご記入をお願いいたします。
- ・14ページから16ページに新しい会則の記載例を追加しました。記載例の内容を取り入れるかどうかをクラブ内で積極的にご検討ください(31ページからのQ&A集に考え方をまとめております。併せてご確認ください)。**※強制ではございません。**
- ・10ページの収支予算書および23ページの収支決算書の書式を変更いたしました。また、市からの補助金である運営費および研修費に係る経費の「領収書(レシート)の写し」の提出を全クラブ必須といたします。お手数ですが、ご提出いただきますようお願いいたします。
- ・解散を検討しているクラブは解散だけでなく、1度活動を休止し、4月1日を起算日として1年間、クラブ体制を組み直す期間を設ける「休会」という制度がございます。ご希望の場合は松戸市高齢者支援課までお問い合わせください。

はじめに

市では、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の趣旨に則り、市内の高齢者の皆様の健康増進と相互親睦の向上を図るため「松戸市老人クラブ運営基準(P3)」に適合する老人クラブへ運営費等の補助金を交付します。

【補助金の流れ】



※今回、①（来年度の申請）と④（今年度の実績報告）の書類を併せてご提出いただきます。

書類作成：記入上の注意事項

1. 団体名（クラブ名）：会則で定めた名称を記入する。

（よく間違える記入例）

会 則 = 松戸一丁目はつらつクラブ（会則の名称）

誤り例 = 松戸1丁目はつらつクラブ（一丁目が正しい）

= 一丁目はつらつクラブ（松戸が抜けている）

= 松戸支部松戸一丁目はつらつクラブ（松戸支部は不要）

2. 誤記の訂正

（1）誤記の部分に線を引く。

（例1）漢字の場合、間違いの部分に線を引き、上部等に正しい字を記入して下さい

（例2）数字の場合、数字全部に線を引き、上部等に正しい数字を記入して下さい

（例1の場合）

戸
松~~一~~市

（例2の場合）

15,000
~~12,000~~

※請求書・口座振替依頼書・委任状は訂正できませんので、新たに正しいものを作成してください。

※会員名簿につきましては、指定の訂正方法にて書類を作成してください（P. 11～12参照）。

書類作成：記入上の注意事項

(2) 間違った訂正方法

① 修正液（ホワイト等）の使用はできません。

② 間違えた場所に紙を貼り記入する事はできません。

※上記方法で訂正された場合、申請時に別の用紙に書き換えて頂く場合があります。

(3) 住 所

① 正しい記入例（特に方書きのある場合）

松戸市常盤平一丁目100

常盤平団地 A-1-101

② 間違った記入例

松戸市常盤平団地 A-1-101

3. 申請書類の押印について

市の押印見直し指針に基づき、原則として押印不要となりましたが
請求書・口座振替依頼書・委任状には引き続き押印が必要となります。

(請求書類には必要となります)

押印漏れがあった場合は再度提出となりますのでご注意ください。

4. 決算書

会計の方の記名・押印は不要です。

5. チェックリストをご活用ください

書類提出前の確認用にご活用ください。

(送付書類に不備がないか必ずご確認ください)

6. 休会・解散をご検討されている場合

クラブの休会もしくは解散をご検討されている場合は、必ず事前に以下の項目をご確認ください。

所属するはつらつクラブ連合会支部の支部長に報告・相談ください。

休会もしくは解散についてクラブ会員の賛成を得てください。

以上を確認し、休会もしくは解散の決定をされた場合には、改めて書類を送付いたしますので、必ず高齢者支援課までご連絡ください。

松戸市老人クラブ運営基準

1. 目的

老人クラブは、地域の高齢者が自主的に組織し、高齢者の知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会参加活動を通じ、老後の生活を健全で豊かなものとし、明るい長寿社会づくりに寄与することを目的とする。

2. 組織

- (1) 会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。但し、老後の社会活動の円滑な展開を図るため、60歳未満の会員の加入を妨げてはならないものとする。
- (2) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものとする。
- (3) 会員数は、おおむね30人以上とする。
- (4) 老人クラブ会員の互選による代表者を1名、また、必要に応じ役員を置くことができるものとする。
- (5) 組織及び運営に関する会則を設けるものとする。
- (6) 老人クラブは、一定の事務所を置くものとする。

3. 運営

- (1) 老人クラブの運営は、会員により自主的に行われるものとする。
- (2) 会員は、クラブ活動費に充てるため定期的に会費を納入するものとする。

4. 活動

老人クラブは、会員の生きがいを高めるために、次のクラブ活動を総合的に実施するものとする。

- (1) 社会奉仕活動事業（5ページ参照）
- (2) 文化活動事業（5ページ参照）
- (3) 健康増進事業（5ページ参照）
- (4) 研修事業（5ページ参照）
- (5) その他運営上の工夫

老人クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に実施するものとし、相当数の会員が常時参加するものとする。

5. 経費

老人クラブは、クラブ活動にかかる収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業終了後5年間保存しておくものとする。

また、資金は、会長名義またはクラブ名義をもって預金し、会計が保管するものとする。

簿冊の備え付けは次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（8～9ページ参照）及び収支予算書（10ページ参照）
- (2) 事業報告書（21～22ページ参照）及び収支決算書（23ページ参照）
- (3) 会則（14～16ページ参照）
- (4) 会員名簿（11～12ページ参照）
- (5) 会計簿：現金出納帳・科目別整理簿
- (6) 証拠票綴り：領収書等によるお金の使用明細綴り
- (7) 議事録：総会、定例会の議題、検討事項等の記録
- (8) 備品台帳：適宜作成
- (9) 諸文書綴り：国・県・東葛飾・市老連からの会報、連絡事項等綴り
- (10) その他必要な書類

老人クラブ活動区分

	事業名	内 容
補助金の対象事業	社会奉仕活動 事業	清掃・環境美化運動 防火・防災運動 交通安全・防犯運動 ひとり暮らし・ねたきり高齢者・福祉施設への訪問（友愛訪問） 古切手等寄贈 公共物の管理 子ども食堂 廃品回収 小学校での読み聞かせ等の世代間交流 募金活動の協力 地域行事の手伝い等 その他：社会奉仕活動に係る経費
	文化活動事業	映画・演劇・演芸鑑賞 趣味・サークル活動（短歌、カラオケ、俳句、書道、茶道、端唄、民謡、舞踊、楽器、トリコロキューブ 囲碁、将棋、健康麻雀、手工芸、合唱、写真散策等）作品展開催等 その他：文化活動に係る経費（役員会、会長会の経費は事務費に計上）
	健康増進事業	体力測定 ハイキング ウォーキング ゲートボール モルック グラウンド・ゴルフ ペタンク ボッチャ 太極拳 ボウリング 卓球 ソフトバレー ミニテニス ゴルフ（パーク・パター含む） 健康体操（猫背改善、肩こり・膝痛・腰痛予防、呼吸法）等 その他：健康増進に係る経費
	研修事業 （上記3つの事業に分類できない 会 員向けの事業）	研修旅行 工場等社会施設の見学 他団体の活動視察 組織運営・内部管理研修（会計実務研修、IT研修、役員引継ぎ研修 コンプライアンス研修等） 他団体が主催する研修事業への参加 介護予防・認知症予防に関する講座 交通安全教室 防災研修会等 その他：研修事業に係る経費

※ 老人クラブ活動区分の内容欄に記載された事業は「事業計画書」と「事業報告書」に記入し、「予算書」と「決算書」にそれぞれの事業経費を計上する。

※ 研修費については、老人クラブ主催の研修事業に係る経費だけでなく、市やはつらつクラブ連合会（支部を含む）が主催する研修事業への参加に係る経費（交通費等）も予算書及び決算書に計上できます。

※ 松戸市にてパートナー講座（出前講座）を実施しております。詳しくは、こちらの2次元コードからご覧ください。



運営費・研修費の使途まとめ

【運営費・研修費の定義】

運営費：会の維持・管理に必要な経費

研修費：会員の知識及び技能の向上を目的とする事業経費

補助対象の事業かどうか、判断が難しいものを次のとおりまとめました。

運営費の補助対象	運営費の補助対象にならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○会議費（会場使用料、お茶代等） ○通信費（切手・電話・郵送） ○消耗品費 （コピー用紙・封筒・インク代） ○印刷製本費（会報・資料・勧誘チラシ） ○事務用品（パソコン・コピー機） ○保険料（団体活動保険） ○会計ソフト代 ○その他、会の管理運営に直接必要と認められる経費 	<ul style="list-style-type: none"> ×個人の利益となるもの（見舞金、香典、商品券・お弁当配布、会員への祝い金等） ×完全な娯楽（旅行、観劇、カラオケ大会、懇親会等）に係る経費 ×募金、寄附金、義援金、神社などへの奉納金 ×その他、会の管理運営に直接必要と認められない経費

研修費の補助対象	研修費の補助対象にならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○講師謝礼金 ○会場使用料 ○研修器材・消耗品購入費 ○研修旅行（施設入館料、バス代） ○他団体講座参加時の交通費 ○その他、会員の知識・技能向上を目的とする事業 	<ul style="list-style-type: none"> ×完全なレクリエーション（慰安旅行、観光ツアー、親睦旅行等）に係る経費 ×飲食主体の事業（宴会、懇親会、打ち上げ、会食目的の集まり等）に係る経費 ×その他、会員の知識・技能向上を目的としない事業

※60歳以上の会員のみで行われる事業、もしくは60歳以上の会員および60歳未満の会員の共同で行う事業を補助金の対象とみなします。

松戸市老人クラブ運営費等補助金交付申請書

日付は記入しないでください。

令和8年 月 日

(あて先) 松戸市長

住 所 **松戸市松戸一丁目11**団 体 名 **松戸一丁目はつらつクラブ**代表者名 会長 **松戸 一**

令和8年度において、松戸市老人クラブ運営費等補助金の交付を受けたいので、松戸市補助金等交付規則第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 143,880 円
(運営費 73,920円)
(研修費 69,960円)

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 会員名簿
- (4) 代表者届
- (5) 会 則

令和8年度事業計画書

(団体名：松戸一丁目はつらつクラブ)

記載例

※裏面もご記入ください

項目月	社会奉仕活動事業	活動場所	回数	文化活動事業	活動場所	回数	健康増進事業	活動場所	回数	研修事業	活動場所	回数
4月	友愛訪問	〇〇周辺地域など	2	写真散策	戸定邸周辺	2		〇〇公園	2	交通安全講話	〇〇警察署	1
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	囲碁、将棋	〇〇自治会館	2	会則のクラブ名を記入してください		2			
	本の読み聞かせ	〇〇保育園、小学校	1	民謡・舞踊練習	松戸市民会館	2	なのはな体操	〇〇公園	2			
事業を行う場所をそれぞれ記入してください												
5月	清掃・環境美化活動	〇〇公園	2	健康麻雀	〇〇自治会館	1	ゲートボール大会	松戸運動公園	2	日帰り研修旅行	戸定邸巡り	1
	友愛訪問	〇〇周辺地域など	2	トリコロキューブ練習	〇〇市民センター	1	グラウンドゴルフ		2			
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	囲碁・将棋	松戸市民会館	2	体力検		1	研修費の支出元となる研修事業を必ず1つは入れてください		
6月	清掃・環境美化活動	〇〇公園	1	カラオケ	〇〇カラオケ店	1	ゲートボール	〇〇公園	2	他団体活動視察	〇〇クラブ活動場所	1
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	民謡・舞踊練習	松戸市民会館	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
	本の読み聞かせ	〇〇保育園、小学校	1	トリコロキューブ大会	〇〇市民センター	2	なのはな体操 モルック	〇〇公園 〇〇公園	2 2			
7月	友愛訪問	〇〇周辺地域など	2	健康麻雀	〇〇自治会館	1	ゲートボール	〇〇公園	2	熱中症予防講座	〇〇市民センター	1
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	囲碁、将棋	〇〇自治会館	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
				民謡・舞踊練習	松戸市民会館	2	ラジオ体操 ポツチャ	〇〇公園 〇〇市民センター	2 2			
8月	友愛訪問	〇〇周辺地域など	2	健康麻雀	〇〇自治会館	1	ゲートボール	〇〇公園	2	手話講習会	〇〇自治会館	1
	本の読み聞かせ	〇〇保育園、小学校	1	囲碁、将棋	〇〇自治会館	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
	子ども食堂	〇〇自治会館	2	民謡・舞踊練習	松戸市民会館	2	なのはな体操 ペタンク	〇〇公園 〇〇公園	2 2			
9月	社会奉仕の日	〇〇駅周辺など	1	囲碁・将棋	松戸市民会館	1	ゲートボール	〇〇公園	2	パソコン・スマホ教室	〇〇市民センター	1
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	民謡・舞踊練習	勤労会館	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
	廃品回収	各会員宅	1	作品展開催	松戸市民会館	2	ラジオ体操 ボウリング	〇〇公園 〇〇ボウリング場	2 2			
松戸市ホームページへの掲載を控えてほしいクラブは「不可」に丸を付け、理由を明記してください。						備考						
不可 理由：												

項目月	社会奉仕活動事業	活動場所	回数	文化活動事業	活動場所	回数	健康増進事業	活動場所	回数	研修事業	活動場所	回数
10月	友愛訪問	〇〇周辺地域など	2	健康麻雀	〇〇自治会館	1	ゲートボール大会	松戸運動公園	2	認知症予防講演会	松戸市民劇場	1
	共同募金活動	〇〇駅周辺	1	トリコロキューブ練習	〇〇市民センター	1	グラウンドゴルフ大会	松戸運動公園	2			
	清掃・環境美化活動	〇〇公園	1	民謡・舞踊練習	勤労会館	1	なのはな体操	〇〇公園	2			
	本の読み聞かせ	〇〇保育園、小学校	1				モルック	〇〇公園	2			
11月	清掃・環境美化活動	〇〇公園	1	カラオケ	〇〇カラオケ店	1	ゲートボール	〇〇公園	2	成年後見制度講座	〇〇自治会館	1
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	トリコロキューブ大会	〇〇市民センター	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
	子ども食堂	〇〇自治会館	2	民謡・舞踊練習	松戸市民会館	2	ラジオ体操 ポツチャ	〇〇公園 〇〇市民センター	2 2			
12月	友愛訪問	〇〇周辺地域など	2	健康麻雀	〇〇自治会館	1	ゲートボール	〇〇公園	2	生活習慣予防料理講習	〇〇調理室	1
	歳末たすけあい		1	囲碁、将棋	〇〇自治会館	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
	募金活動		1	民謡・舞踊練習	松戸市民会館	2	体力検査	〇〇自治会館	1			
1月	清掃・環境美化活動	〇〇公園	1	健康麻雀	〇〇自治会館	1	ゲートボール	〇〇公園	2	フレイル予防講習	〇〇自治会館	1
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	囲碁、将棋	〇〇自治会館	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
	本の読み聞かせ	〇〇保育園、小学校	1	民謡・舞踊練習	松戸市民会館	2	なのはな体操 ペタンク	〇〇公園 〇〇公園	2 2			
2月	清掃・環境美化活動	〇〇公園	1	写真散策	21世紀の森と広場周辺	1	ゲートボール	〇〇公園	2	悪質商法・詐欺対応講話	〇〇警察署	1
	友愛訪問	〇〇周辺地域など	2	囲碁、将棋	〇〇自治会館	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	民謡・舞踊練習	松戸市民会館	2	ラジオ体操	〇〇公園	2			
3月	社会福祉施設慰問	〇〇老人ホームなど	1	健康麻雀	〇〇自治会館	1	ゲートボール	〇〇公園	2	防災研修会	〇〇自治会館	1
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	囲碁、将棋	〇〇自治会館	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
	本の読み聞かせ	〇〇保育園、小学校	1	民謡・舞踊練習	勤労会館	2	なのはな体操 ボウリング	〇〇公園 〇〇ボウリング場	2 2			

備考

事業計画書は市とはつらつクラブ連合会で1部ずつ保管するため、合計2部提出をお願いいたします。

令和7年度収支決算書
(23頁)の「支出繰越金」と同じ金額になります。

令和8年度収支予算書

記載例

(単位：円)

摘要			支 出			
科目	財源内訳	金額	摘要			
繰越金	前年度からの繰越金	10,540	社会奉仕活動事業費	運営費補助金	11,000	クリーン作戦事前打ち合わせ会場費
				研修費補助金	10,000	防災研修会場費(非会員含む)
				会費等自主財源	20,000	募金
会費等	個人会費 200円×12ヶ月×50人	120,000	文化活動費	運営費補助金	11,000	健康麻雀等の事務用品費
				研修費補助金	20,000	舞踊講習の講師謝礼
				会費等自主財源	40,000	お弁当代
補助金及び助成金	市運営費 73,920円 町会補助金 20,000円	93,920	健康増進費	運営費補助金	11,000	GG,GB等の保険料、事務用品費
				研修費補助金	20,000	健康講座の会場費
				会費等自主財源	50,000	お弁当代
研修費補助及び負担金	市研修費 69,960円	69,960	研修事業費 (上記3つの事業に分類できない会員向けの事業)	運営費補助金	11,000	出前講座の案内チラシ印刷費等
				研修費補助金	20,000	認知症予防講演会交通費
				会費等自主財源	30,000	お弁当代
事業収入	公園清掃等	4,000	事務費	運営費補助金	30,000	役員会・会長会の消耗品費 成人会員勧誘チラシ作成費
				会費等自主財源	0	
雑収入	預金利子他	580	負担金	会費等自主財源	8,000	市老連会費
				会費等自主財源	2,000	支部会費
			予備費	会費等自主財源	5,000	
合計		299,000	合計		299,000	

日付は記入しないでください。

令和8年 月 日

合計の収入・支出の額は同額になります。

団体名 松戸一丁目はつらつクラブ

代表者名 会長 松戸 一

※実績報告の際に、運営費および研修費を使った経費の領収書(レシート)をご提出いただきます。

会 員 名 簿

(団体名: 松戸一丁目はつらつクラブ)

NO.1

番号	氏 名	性別	年 齢	住 所	日中連絡がつく電話番号	役 職 名	令和7年度中の会員の 新規入会のきっかけ・退会理由 (手引き12ページの選択肢から 番号をご記入ください)
1	松 戸 一	男	68	松戸市松戸1丁目11	〇〇〇-〇〇〇〇 -〇〇〇〇	会 長	
2	埴 高 志	男	81	松戸市松戸1丁目12	366-1112	副会長	
3	山 田 次 郎	男	58	松戸市松戸1丁目13	〇〇〇-〇〇〇〇 -〇〇〇〇	会 計	
4	千 葉 や い	女	76	松戸市松戸1丁目14	366-1114	女性部長	
5	千 石 千 恵					若手委員	
6	歌 麿 茜	女	68	松戸市松戸1丁目15	366-1115	班 長	
7	穂 高 高						⑨
8	狩 野 天 恵						④
9							
10							

クラブ退会者の欄は今年度は、欠番扱いで構いません。

クラブ退会者の場合は、取り消し線を引き、手引き11ページに示されている【クラブを退会した理由】の選択肢から番号を選ぶ。
例：家族の介護が必要になったため、退会した場合は、⑨を記入する。

新規入会者の場合は、手引き11ページに示されている【新規入会のきっかけ】の選択肢から番号を選ぶ。
例：家族・友人に誘われたため、入会を決めた場合は④を記入する。

※令和7年4月から9月までの新規入会者、退会者の理由が分からなければ「不明」とご記入いただいで結構です。

30人未満の場合、会員が所属している

町会・自治会名を記入

	60歳未満	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人

令和8年度より、18歳から59歳の会員が入ることを認めましたが、会員数全体の過半数を超えると、補助金対象から外れるためご注意ください。

代 表 者 届

1 団 体 名	松戸一丁目はつらつクラブ
2 代 表 者 氏 名	会長 松 戸 一
3 代 表 者 住 所	松戸市 松戸一丁目 1 1
4 生 年 月 日	明治・大正・昭和 21年10月5日生
5 電 話 番 号	366-1111
6 就 任 年 月 日	昭和・平成・令和 10年4月1日
7 設 立 年 月 日	昭和・平成・令和 10年4月1日

上記のとおり相違ないものであり、老人クラブ運営費等補助金の交付に関する一切の責任を私が負うものとする。

令和8年 月 日

日付は記入しないでください。

松戸市長

住 所 松戸市 松戸一丁目 1 1

団 体 名 松戸一丁目はつらつクラブ

代 表 者 名 会長 松 戸 一

(名称)

第1条 本会は、「松戸一丁目はつらつクラブ」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を〇〇宅に置く。

(組織)

第3条 本会の会員は、原則として〇〇地区内に居住する60歳以上の者をもって組織する。ただし、円滑な運営を図るため60歳以下の会員の加入を妨げない。

- 2 前項の円滑な運営のため、会員全体の過半数を超えない人数に限り、18歳から59歳の会員（以下「成人会員」という。）を加入させることができる。

(目的)

第4条 本会は、仲間づくりを通じて生活を豊かにするとともに、会員の知識や経験を生かし、明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。

(事業)

第5条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 社会奉仕事業及びボランティア活動の実施
- (2) 生きがいを高めるための文化活動の実施
- (3) 健康を促進するための運動の実施
- (4) 知識・技能を高める学習機会（介護予防・認知症予防に関する講座等）の提供
- (5) その他、会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第6条 本会に、役員として会長1名、副会長〇名、会計〇名、女性部長〇名、若手委員〇名、書記〇名及び監事〇名を置く。ただし、必要に応じその他役員を置くことができる。

- 2 本会の役員は原則として総会において会員の中から互選により選出する。
- 3 任期は1期〇年、連続で〇年までとする。
- 4 再任する場合は、後継者の育成及び円滑な役職交代を念頭に置き、役割分担や引継ぎに配慮するものとする。

(役員の仕事)

第7条 本会の役員は、次の仕事を担当する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐するとともに、会の円滑な運営に必要な仕事を統括する。また、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理し、財務を管理するとともに、健全な財政運営に努める。
- (4) 女性部長は、女性会員の活動促進及びクラブ事業の円滑な運営に協力する。
- (5) 若手委員は、行事や事務処理の補助を行うことで円滑なクラブ活動に協力するとともに、IT活用等の新しい視点による提案を行う。
- (6) 書記は、総会、役員会等の議事内容を整理する。
- (7) 監事は、本会の経理状況を監査する。
- (8) 会長の権限で、事務運営のための「事務補助員」を置くことができる。
 - 2 役員は本会の円滑かつ継続的な運営のため、役職ごとの引き継ぎ書等を作成することにより、次世代の担い手の育成及び役員体制の円滑な更新に努めるものとする。

(会計)

第8条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金、事業収入をもって支弁する。

- 2 会費は、会員1人月額〇〇円とする。
- 3 資金は、会長名義もしくはクラブ名義をもって預金し、会計が保管する。
- 4 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 5 会計は、帳簿、通帳、領収書その他の会計関係書類について、会長および指定された役員と情報を共有し、引継ぎが可能な状態で保管しなければならない。

(成人会員の位置付け)

- 第9条 成人会員は、本会の目的に賛同し、将来、自身が高齢者になったときも地域で安心して参加できる地域づくりを目指し、各種活動に参加することにより、シニアクラブの活性化に寄与する。
- 2 一定期間、成人会員が活動の補完的役割を担うことも妨げない。

(成人会員の役割)

第10条 前条の2項は、次に掲げる役割のいずれかを担うことを原則とする。

- (1) 世代間交流に関する調整
- (2) 地域団体等との連携に関する調整
- (3) 行事運営の補助
- (4) 会務運営に関する補助
- (5) その他、会長がクラブ活動に必要と認める事項
(会長欠員時の取り扱い)

第11条 会長が欠けた場合は、副会長がその職務を代行し、役員会は速やかに今後の体制について協議するものとする。

(相談役)

第12条 本会は、必要に応じて役員経験者の中から「相談役」を置くことができる。

2 相談役は会長の求めに応じて、助言を行うものとし、議決権を有しない。

(関係帳簿等)

第13条 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 予算書及び事業計画書
- (2) 決算書及び事業報告書
- (3) 会則
- (4) 会員名簿
- (5) 会計簿 (現金出納帳・科目別整理簿)
- (6) 証拠票綴り
- (7) 各役員業務内容引継ぎ書
- (8) クラブ活動日誌綴り
- (9) 議事録
- (10) 備品台帳：適宜作成
- (11) 諸文書綴り：国・県・東葛飾・市老連からの会報、連絡事項等綴り
- (12) その他必要簿冊

附則

この会則は、〇〇〇〇年〇月〇日から施行する。

記載例

松戸市老人クラブ運営費等補助金交付請求書

令和8年 月 日

(あて先) 松戸市長

日付は記入しないでください。

申請書と同じにしてください。

住 所 松戸市 **松戸一丁目11**

団 体 名 **松戸一丁目はつらつクラブ**

代 表 者 名 会長 **松戸 一** 

令和8年〇月〇〇日付け松戸市指令第〇〇号の〇〇をもって補助金の交付決定のあった松戸市老人クラブ運営費等補助金の交付を受けたいので、松戸市補助金等交付規則第15条の規定により下記のとおり請求します。

日付等は記入しないでください。

記

印鑑を忘れないでください。

請求金額 143,880 円

(運営費 73,920円)

(研修費 69,960円)

記載例

令和8年 月 日

松戸市長

日付は記入しないでください。

請求書と同じになります。前年度から変更している場合は口座振替依頼書と委任状が必要です

住所 松戸市 松戸一丁目11
 団体名 松戸一丁目はつらつクラブ
 代表者名 会長 松戸 一 

口座振替依頼書

印鑑を忘れないでください。

老人クラブ運営費等補助金につきまして
 ですので振替えてくださるよう依頼します。

記

金融機関名	千葉  農業協同組合 信用金庫 信用組合 松戸  本店 出張所							
	<p>①金融機関名・口座番号、口座名義人は必ず通帳のとおり記入してください。 ②預金通帳の番号・名義人がわかる表紙と次頁のコピーを添付してください。</p>							
預金の種類	① 普通預金 2. 当座預金							
口座番号	<table border="1" style="display: inline-table; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7
1	2	3	4	5	6	7		
フリガナ	マツドイッチョウメハツラツクラブ カイケイ チバ ヤイ							
口座名義	松戸一丁目はつらつクラブ 会計 千葉 やい							
<p>通帳名義が「クラブ名+会長+令和8年度の会長名」もしくは「クラブ名のみ」と異なる場合は、委任状（次頁参照）を添付してください。</p>								

●**注意点**
通帳名義が「クラブ名+会長+令和8年度の会長名」もしくは「クラブ名のみ」の場合は委任状は不要ですが、
「代表 ○○ ○○」「代表者 ○○ ○○」「会計 ○○ ○○」「会長以外の名前」等の場合は、委任状を提出していただく必要があります。
下記の記載例は、松戸一丁目はつらつクラブの預金通帳名義が「会長 松戸一」ではなく「会計 千葉 やい」さんになっている場合です。

記載例

委 任 状

受任者

通帳名義と同じにしてください。

住 所	松戸市	松戸一丁目 1 4
クラブ名		松戸一丁目はつらつクラブ
氏 名	会 計	千 葉 やい

私は、上記の者を委任者と定め、松戸市老人クラブ運営費補助金の受領に関する権限を委任します。

令和8年 月 日

日付は記入しないでください。

委任者

請求書と同じにしてください。

住 所	松戸市	松戸一丁目 1 1
クラブ名		松戸一丁目はつらつクラブ
氏 名	会 長	松 戸 一

印鑑を忘れないでください。

松戸市老人クラブ事業実績報告書

令和8年3月31日

(あて先) 松戸市長

令和8年3月31日現在の の会長名で提出ください。	住 所	松戸市 松戸一丁目11
	団 体 名	松戸一丁目はつらつクラブ
	代 表 者 名	会長 松戸 一

令和〇年〇月〇〇日付け松戸市指令第〇〇〇号の〇〇で交付決定のあった松戸市老人クラブ運営費等補助金に係る事業について、松戸市補助金等交付規則第11条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 実績報告額 143,880円
(運営費 73,920円)
(研修費 69,960円)

2 添付書類

- (1) 事業報告書
(2) 決算書

年度途中で加入したクラブは金額が異なりますので、ご注意ください。

項目月	社会奉仕活動事業	活動場所	回数	文化活動事業	活動場所	回数	健康増進事業	活動場所	回数	研修事業	活動場所	回数
4月	友愛訪問	〇〇周辺地域など	2	写真散策	戸定邸周辺	2		〇〇公園	2	交通安全講話	〇〇警察署	中止
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	囲碁、将棋	〇〇自治会館	2		〇〇公園	2			
	本の読み聞かせ	〇〇保育園、小学校	1	民謡・舞踊練習	松戸市民会館	2	なのはな体操	〇〇公園	2			
5月	清掃・環境美化活動	〇〇公園	2	健康麻雀	〇〇自治会館	1	ゲートボール大会	松戸運動公園	2	日帰り研修旅行	戸定邸巡り	1
	友愛訪問	〇〇周辺地域など	2	トリコロキューブ練習	〇〇市民センター	2			2			
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	囲碁・将棋	松戸市民会館	1			1			
6月	清掃・環境美化活動	〇〇公園	1	カラオケ	〇〇カラオケ店	1	ゲートボール	〇〇公園	2	他団体活動視察	〇〇クラブ活動場所	1
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	民謡・舞踊練習	松戸市民会館	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
	本の読み聞かせ	〇〇保育園、小学校	1	トリコロキューブ大会	〇〇市民センター	2	なのはな体操 モルック	〇〇公園 〇〇公園	2 2			
7月	友愛訪問	〇〇周辺地域など	2	健康麻雀	〇〇自治会館	1	ゲートボール	〇〇公園	2	熱中症予防講座	〇〇市民センター	1
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	囲碁、将棋	〇〇自治会館	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
				民謡・舞踊練習	松戸市民会館	2	ラジオ体操 ポツチャ	〇〇公園 〇〇市民センター	2 2			
8月	友愛訪問	〇〇周辺地域など	2	健康麻雀	〇〇自治会館	1	ゲートボール	〇〇公園	2	手話講習会	〇〇自治会館	1
	本の読み聞かせ	〇〇保育園、小学校	1	囲碁、将棋	〇〇自治会館	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
	子ども食堂	〇〇自治会館	2	民謡・舞踊練習	松戸市民会館	2	なのはな体操 ペタンク	〇〇公園 〇〇公園	2 2			
9月	社会奉仕の日	〇〇駅周辺など	1	囲碁・将棋	松戸市民会館	1	ゲートボール	〇〇公園	2	パソコン・スマホ教室	〇〇市民センター	1
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	民謡・舞踊練習	勤労会館	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
	廃品回収	各会員宅	1	作品展開催	松戸市民会館	2	ラジオ体操 ボウリング	〇〇公園 〇〇ボウリング場	2 2			

事業を行う場所をそれぞれ記入してください。

会則のクラブ名を記入してください

研修事業をできなかった場合は、回数の欄に「中止」とご記入ください。

事業計画書は市とはつらつクラブ連合会で1部ずつ保管するため、合計2部提出をお願いいたします。

項目月	社会奉仕活動事業	活動場所	回数	文化活動事業	活動場所	回数	健康増進事業	活動場所	回数	研修事業	活動場所	回数
10月	友愛訪問	〇〇周辺地域など	2	健康麻雀	〇〇自治会館	1	ゲートボール大会	松戸運動公園	2	認知症予防講演会	松戸市民劇場	1
	共同募金活動	〇〇駅周辺	1	トリコロキューブ練習	〇〇市民センター	1	グラウンドゴルフ大会	松戸運動公園	2			
	清掃・環境美化活動	〇〇公園	1	民謡・舞踊練習	勤労会館	1	なのはな体操	〇〇公園	2			
	本の読み聞かせ	〇〇保育園、小学校	1				モルック	〇〇公園	2			
11月	清掃・環境美化活動	〇〇公園	1	カラオケ	〇〇カラオケ店	1	ゲートボール	〇〇公園	2	成年後見制度講座	〇〇自治会館	1
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	トリコロキューブ大会	〇〇市民センター	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
	子ども食堂	〇〇自治会館	2	民謡・舞踊練習	松戸市民会館	2	ラジオ体操 ポツチャ	〇〇公園 〇〇市民センター	2 2			
12月	友愛訪問	〇〇周辺地域など	2	健康麻雀	〇〇自治会館	1	ゲートボール	〇〇公園	2	生活習慣予防料理講習	〇〇調理室	1
	歳末たすけあい募金活動		1	囲碁、将棋	〇〇自治会館	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
	本の読み聞かせ	〇〇保育園、小学校	1	民謡・舞踊練習	松戸市民会館	2	体力検査	〇〇自治会館	1			
1月	清掃・環境美化活動	〇〇公園	1	健康麻雀	〇〇自治会館	1	ゲートボール	〇〇公園	2	フレイル予防講習	〇〇自治会館	1
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	囲碁、将棋	〇〇自治会館	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
	本の読み聞かせ	〇〇保育園、小学校	1	民謡・舞踊練習	松戸市民会館	2	なのはな体操 ペタンク	〇〇公園 〇〇公園	2 2			
2月	清掃・環境美化活動	〇〇公園	1	写真散策	21世紀の森と広場周辺	1	ゲートボール	〇〇公園	2	悪質商法・詐欺対応講習	〇〇警察署	1
	友愛訪問	〇〇周辺地域など	2	囲碁、将棋	〇〇自治会館	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	民謡・舞踊練習	松戸市民会館	2	ラジオ体操	〇〇公園	2			
3月	社会福祉施設慰問	〇〇老人ホームなど	1	健康麻雀	〇〇自治会館	1	ゲートボール	〇〇公園	2	防災研修会	〇〇自治会館	1
	防犯パトロール	〇〇小学校周辺	10	囲碁、将棋	〇〇自治会館	1	グラウンドゴルフ	〇〇公園	2			
	本の読み聞かせ	〇〇保育園、小学校	1	民謡・舞踊練習	勤労会館	2	なのはな体操 ボウリング	〇〇公園 〇〇ボウリング場	2 2			

備考

令和7年度収支決算書

記載例

(単位：円)

収 入			支 出			
科 目	金 額	摘 要	科 目	財源内訳	金 額	摘 要
繰越金	25,066	前年度からの繰越金	社 会 奉 仕 活 動 事 業 費	運 営 費 金	9,865	クリーン作戦事前打ち合わせ会場費
				研 修 費 金	0	
				会 費 等 源	43,000	募金、清掃用具購入費
会 費 等	120,000	個人会費 200円×12ヶ月×50人	文 化 活 動 費	運 営 費 金	10,652	健康麻雀等の事務用品費
				研 修 費 金	20,000	舞踊講習の講師謝礼
				会 費 等 源	43,000	お弁当代等
補助金及び助成金	93,920	市運営費 73,920円 町会補助金 20,000円	健 康 増 進 費	運 営 費 金	11,622	GG,GB等の保険料、事務用品費
				研 修 費 金	21,000	健康講座の会場費
研修費補助及び負担金	69,960	市研修費 69,960円	研 修 事 業 費 (上記3つの事業に分類できない 員向けの事業)	運 営 費 金	20,000	出前講座の案内チラシ印刷費等
				研 修 費 金	30,000	認知症予防講演会交通費
				会 費 等 源	0	
事業収入	4,000	公園清掃等	事 務 費	運 営 費 金	22,367	役員会・会長会の消耗品費 成人会員勧誘チラシ作成費
				会 費 等 源	0	
寄付金	1,000		負 担 金	会 費 等 源	8,000	市老連会費
				会 費 等 源	2,000	支部会費
雑収入	100	預金利子	雑 費	会 費 等 源	8,000	総会の備品修繕費
				会 費 等 源	10,540	次年度への繰越金
合 計	314,046		合 計		314,046	

令和8年3月31日

合計の収入・支出の額は同額になります。

令和8年度収支予算書(10頁)の「収入繰越金」と同じ金額になります。

令和8年3月31日現在の
の会長名で提出ください。

団体名 松戸一丁目はつらつクラブ
代表者名 会長 松戸 一

※市からの補助金である運営費および研修費に使用した経費の領収書(レシート)の写しをご提出ください。

記載例

団体名
会則

変更届

変更事項に丸をつけてください。

下記のとおり変更がありますので、松戸市老人クラブ運営費等
補助金交付要綱第5条の規定により届出します。

変更事項に丸をつけてください。

記

- ・会則の変更（別紙のとおり）

変更内容

**どの部分を変更したかを簡潔に記入し、
新しい会則を添付してください。**

- ・**団体名の変更**

旧団体名 **松戸一丁目はつらつクラブ**

新団体名 **まつど一丁目はつらつクラブ**

日付は記入しないでください。

年 月 日

**団体名を変更した場合は
新しい団体名をご記入ください。**

団体名 **まつど一丁目はつらつクラブ**

会長名 **松戸 一**

代表者変更届

記載例

1. 団体名 **松戸一丁目はつらつクラブ**

2. 新代表者氏名 会長 **松戸 花子**

明治・大正・昭和 **20**年 **9**月 **17**日生

3. 新代表者住所 松戸市 **松戸一丁目20**

電話 **366-2222**

4. 就任年月日 **令和8年4月1日**

上記のとおり、代表者が変更になりましたので、松戸市老人クラブ
運営費等補助金交付要綱第5条の規定により届出します。

年 月 日

日付は記入しないでください。

前任者 **松戸 一**

後任者 **松戸 花子**

～Q & A 集～

No.	内容	回答
1	申請書類は、データでもらえますか？	<p>松戸市ホームページからダウンロード出来ます。</p> <p>また、メールで送付することも可能です。ご希望の方は下記市役所高齢者支援課のアドレスまでご連絡ください。</p> <p>Mail : mckoureisha@city.matsudo.chiba.jp</p>
2	書類の作成でわからない部分があるときは？	<p>同封している「松戸市老人クラブ運営費等補助金申請の手引き」をご参照ください。それでもわからない場合は、市役所高齢者支援課までお問合せください。</p> <p>TEL : 047-366-7346</p>
3	クラブ名、会長名が既に印刷された書類が入っていたが、これはなにか？	<p>昨年度の補助金申請にて提出していただいたクラブ名等の情報を基に、作成した書類です。</p> <p>令和8年度より、クラブ名もしくは会長名が変わる場合は二重線にて修正してください。</p> <p>(書類により押印の要・不要があります。)</p>
4	会長が変更になったがどうすればいいか？	<p>「代表者変更届」を提出してください。</p> <p>また、会長がいつ変更になったかによって、前会長名で提出していただく書類があります。</p> <p>詳しくは市役所高齢者支援課までお問い合わせください。</p> <p>TEL : 047-366-7346</p>

5	<p>クラブを休会もしくは解散しようと思っているが、書類は何を提出すればいいか？</p>	<p>休会もしくは解散する場合は、「休会・解散届」と実績報告関係の書類を提出してください。</p> <p>詳しくは市役所高齢者支援課までお問合せください。</p> <p>TEL：047-366-7346</p>
6	<p>クラブの休会とは？</p>	<p>クラブの休会とは、会員数の減少や会長等の役員のなり手がいないなど、クラブ活動に支障が出たとしてもすぐに解散とはせず、クラブの運営体制の立て直し期間を設ける制度です。ですが、休会届を提出してから提出年度の4月1日を起算日として、次年度の4月30日までにクラブ活動を再開できなければ、解散扱いとなりますので、ご注意ください。</p>
7	<p>休会から活動を再開する場合の手続きはどうするのか？</p>	<p>松戸市老人クラブ運営費等補助金申請をしていただき、承認を受けた日が属する月から活動を再開したものとみなします。</p>
8	<p>休会中に補助金が出るのか？</p>	<p>出ません。また、補助金を交付してから年度途中で休会もしくは解散する場合は、補助金を返還してもらう必要がございます。</p>
9	<p>書類はどのように提出すればいいか？</p>	<p>郵送にて提出してください。</p>
10	<p>いつから郵送の受付をしているか？</p>	<p>順次受付しておりますので、書類が整い次第郵送をお願いします。</p>

11	いつまでに書類を郵送すればいいか？	令和8年4月14日（火）までです。 ※令和7年度実績報告書類一式は補助金の精算処理があるため、期限厳守でお願いいたします。補助金の使途に関わる部分の記載のみで構いません。
12	期限内に郵送が難しい場合はどうすればいいか？	市役所高齢者支援課までお問合せください。 TEL：047-366-7346
13	郵便料金は？	クラブにてご負担ください。 恐れ入りますが、郵便料金の不足が発生しないようにお願いいたします。 【参考】角2封筒 普通郵便 100g以内 180円、150g以内 270円
14	郵送用の封筒は？	恐れ入りますが、クラブでご用意ください。
15	郵送先は？	〒271-8588 松戸市根本 387-5 松戸市役所高齢者支援課 尾上・宮本・佐藤までお願いいたします。
16	郵送の際、書留等の指定はあるか？	書留、内容証明等の指定はございません。
17	書類を受領した等の連絡はありますか？	市役所から連絡はいたしません。 書類を確認し不備等があった場合は、連絡することがあります。

18	押印が必要な書類と不要な書類があるがどうしてなのか？	市全体の押印見直し指針により原則として押印不要となりましたが、請求書・口座振替依頼書・委任状については、会計処理上押印が必要となります。
19	事業計画書と会員名簿の提出が2部となっているが、なんでなのか？	1部は、補助金交付の必要書類として市役所が保管します。 残り1部は、松戸市はつらつクラブ連合会で保管します。
20	会員名簿の内容は、全て記入しなければならないのか？	原則すべての内容について記入をお願いいたします。 但し、個人情報保護の観点から一部省略して記入することも差し支えございません。 詳しくは市役所高齢者支援課までお問い合わせください。TEL：047-366-7346
21	連合会と支部への年会費の集金はどのように行うのですか？	支部により集金の時期や方法が異なります。支部役員に確認してください。
22	書類に不備等があった場合は？	原則、会長にご連絡します。 なお、会長と連絡が取れない場合は副会長・会計など役員にご連絡させていただくことがあります。 また、不備の内容によっては、市役所にお越しいただく場合がありますので、ご了承ください。

23	振込み完了の連絡は市役所からありますか？	市役所から連絡する予定はありません。
24	補助金はいつごろ振り込まれますか？	指定の口座に6月下旬から7月上旬ごろに振り込む予定です。

【手引き 14 ページから 16 ページの会則案変更について】

No.	内容	回答
1	<p>会則第3条の2で、なぜ年齢要件を緩和して成人（18歳から59歳）が加入できるようにしたのか？</p>	<p>現在のシニアクラブ会員の平均年齢が令和7年度時点で男性会員81.8歳、女性会員82.0歳であり、2024年の日本人平均寿命（厚生労働省公表）は男性81.09歳、女性87.13歳であることから既存の60歳以上の会員のみで組織運営をすることが厳しい状況でございます。その実情を鑑み、60歳以上の方だけでなく、より若い層にも活動に参加していただき、各クラブが、これまでの活動や地域との関係を大切にしながら、無理のない形で活動できる選択肢を広げるためです。</p>
2	<p>会則第6条の3でこれまでの会則の参考例で「再任を妨げない。」としていた文言を消去して、連続〇年とした理由は？</p>	<p>シニアクラブの課題の一つとして、会長がやめる、もしくは亡くなってしまった後の後任が見つからないことで、解散に至るケースが多く報告されています。そのような、状況を改善するため、数年で役員が交代し、活動の引き継ぎを行うことを前提とした運営を提案するための判断です。</p>

3	<p>会則の第7条の(1)で会長が会務を総括、(2)で副会長が必要な事務を総括、(8)事務運営のための「事務補助員」を置くことができるという書き方をしている理由は？</p>	<p>これまで参考例として示していた会則には、会長は「会務を統括する」、副会長は「会長を補佐する」としていました。ですが、それのみだと会長職が業務過多になる恐れがあるため、会長職だけでなく、副会長及び事務補助員を置くことで、組織運営の軸を副会長以下の役員で担うこととし、会長職の負担を軽減する手段として示しました。これはQ2と同様、役員のなり手不足に対応するためです。</p>
4	<p>成人会員は、入会したら会則10条に明記されている何かの役割をしなければならぬのか？</p>	<p>必ずしも、役割を持っていただくことを前提とはしておりません。まずは、皆様の活動に賛同いただき、参加してもらうことだけでも構いません。クラブ内の役割の割り振りについては、会員同士の関係性をもとに判断してください。</p>
5	<p>59歳以下の会員が加入する体制にすることは、市の独断で決めたのか？</p>	<p>市の独断ではなく、千葉県老人クラブ連合会の役員及び松戸市はつらつクラブ連合会の役員の方とのヒアリングの上で、実行するに至りました。</p>

<p>6</p>	<p>高齢者の世話を若い人に押し付けただけではないのか？</p>	<p>シニアクラブは、高齢者のための福祉的な受け皿ではなく、地域活動の一翼を担う住民組織であり、これまで担ってきた地域活動を、無理なく継続するために、自治会や地域行事に関わってきた人との連携を強めるものです。高齢者が一方的に支えられる立場になるのではなく、経験や知見を地域に活かす関係を維持することを目的としています。</p>
<p>7</p>	<p>59歳以下の会員が入ると、国が示しているシニアクラブについての法令などに違反していないのか？</p>	<p>国の示している「老人クラブ等事業運営要綱」には、〈年齢は60歳以上とする。ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の加入を妨げないものとする。〉と明記されています。その文言の〈社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の加入を妨げないものとする。〉という部分の解釈を拡大し、59歳以下の会員が今後の活発なクラブ運営に必要なだと位置付けたところであり、法令に違反しているという考えはございません。</p>

8	<p>成人会員が入ってきたら、補助金を成人会員の活動にも割り振りしなければならないのか？</p>	<p>60歳以上の会員のみが参加する事業もしくは、60歳以上の会員と60歳未満の会員が共同で行う事業を補助金の対象とし、60歳未満の会員のみが行う事業は補助金の対象としておりません。</p>
9	<p>若い人が中心になって、シニアクラブの性格が変わるのでは？</p>	<p>会員の過半数は必ず60歳以上とするため、シニアクラブの主体や性格が変わることという認識はありません。</p>
10	<p>成人会員を入れることは、全クラブ強制なのか？</p>	<p>強制ではございません。今後の会の運営に取り入れるかどうかはクラブ内でご相談ください。</p>
11	<p>60歳未満の方が役員をしているクラブの前例はあるのか？</p>	<p>新松戸地域内でテニスを中心に集まった団体でしたが、ゴミ拾いなどの社会奉仕活動や認知症予防講座などの研修事業などの地域の活性化に寄与する活動を行っているため、令和7年11月より、シニアクラブとして、連合会に加入し、補助金を交付しました。そのクラブは40代の方がそれぞれ会長、副会長、会計等の役割を担っており、会員全体の過半数以上は60歳以上の方でした。</p>

12	補助金申請書類の 会員名簿に成人会 員を記入しても問 題ないのか？	60歳未満の会員がクラブの会員数全体の過半数を超えない限り、問題ございません。
13	60歳未満の会員 が役員を担っても 問題ないのか？	問題ありません。年齢の下限を18歳としているのは、社会的な責任能力の有無を考慮したためです。
14	会則の記載例で 18歳を会員名簿 に記載できる年齢 の下限としている が、もっと上の年 齢を下限としてク ラブ内で設定して よいのか？	クラブ内での協議の上、円滑な運営のために必要であれば、問題ございません。

上記以外にご不明な点ございましたら、市役所高齢者支援課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

松戸市役所 高齢者支援課 尾上・宮本・佐藤

TEL : 366-7346

FAX : 366-0991

Mail : mckoureisha@city.matsudo.chiba.jp